

平成 22 年 2 月 18 日

各 位

ユー・エム・シー・ジャパン株式会社  
代表取締役社長 李 光 興  
( J A S D A Q ・ 6 9 3 9 )  
問合せ先  
経理部ジェネラルマネージャー 方 洪敏  
電話 0470-23-3121

## 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る承認決議並びに 全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 1 月 13 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成 22 年 1 月 13 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当社による当社の全部取得条項付普通株式（下記において定義いたします。）の全部の取得について、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を保有する株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも承認決議されましたので、お知らせいたします。

また、当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式について、平成 22 年 3 月 25 日を基準日（以下「基準日」といいます。）と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様をもって、平成 22 年 3 月 26 日を取得日としてその所有する全部取得条項付普通株式（自己株式を除きます。）を当社が取得し、これと引換えに全部取得条項付普通株式 1 株につき 99,890 分の 1 株の割合をもって当社 A 種種類株式を交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### I. 当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、平成 22 年 1 月 13 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催しました。

- ① 当社定款の一部を変更し、A 種種類株式を発行する旨の定め等を新設いたします（定款一部変更の件（1））。
- ② 定款一部変更の件（1）による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいい、以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）（定款一部変更の件（2））。
- ③ 会社法第 171 条並びに定款一部変更の件（1）及び定款一部変更の件（2）による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって株主の皆様から当社の全部取得条項付普通株式全て（自己株式を除きます。）を取得し、当社は株主の皆様に対して、当該取得の対価として全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式 99,890 分の 1 株を交付いたします。

## Ⅱ. 当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の承認決議

### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件（1））の承認決議

#### （1）承認された事項の内容

定款一部変更の件（1）は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、平成22年1月13日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

#### （2）定款変更の効力発生

定款一部変更の件（1）に係る定款変更は、本臨時株主総会の承認可決をもって既に効力が発生しています。

### 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件（2））の承認決議

#### （1）承認された事項の内容

定款一部変更の件（2）は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会の議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、平成22年1月13日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

#### （2）定款変更の効力発生

定款一部変更の件（2）に係る定款変更は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の承認可決により、平成22年3月26日に効力が発生します。

### 3. 全部取得条項付普通株式の取得の件の承認決議

#### （1）承認された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得の件は、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成22年1月13日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

#### （2）全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件（2）に係る定款変更の効力が生ずることを条件として、平成22年3月26日に効力が発生します。

#### （3）全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、当社は、各株主様に対する割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、法令に定める手続に従い、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付することを予定しております。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てA種種類株式をユナイテッド・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション（以下「UMC」といいます。）に対して売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に12,500円（アルファ・ウィズダム・リミテッドが当社普通株式に対して公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり

ます。

(4) 取得日

平成 22 年 3 月 26 日といたします。

Ⅲ. 上記定款一部変更等の日程の概略 (予定)

上記定款一部変更等の日程の概略 (予定) は以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更 (上記の定款一部変更の件 (1)) の効力発生日	平成 22 年 2 月 18 日 (木)
整理銘柄への指定	平成 22 年 2 月 18 日 (木)
当社普通株式の売買最終日	平成 22 年 3 月 18 日 (木)
当社普通株式の上場廃止日	平成 22 年 3 月 19 日 (金)
全部取得条項付普通株式全部の取得及び A 種種類株式交付の基準日	平成 22 年 3 月 25 日 (木)
全部取得条項に係る定款一部変更 (上記の定款一部変更の件 (2)) の効力発生日	平成 22 年 3 月 26 日 (金)
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日	平成 22 年 3 月 26 日 (金)

※当社普通株式は、ジャスダック証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成 22 年 2 月 18 日から平成 22 年 3 月 18 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 22 年 3 月 19 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

以上